

環境森林部所管工事共通特記仕様書

第1章 総則

第1-1条 適用

- 1 本共通特記仕様書は、宮崎県環境森林部が発注する工事（以下「工事」という）の特記仕様書第2条に共通特記仕様書が明記されている工事に適用する。
- 2 仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「環境森林部所管工事共通仕様書」の順とする。
- 3 共通特記仕様書の各条項の適用について疑義が生じた場合は、監督員の確認を行うこととする。

第1-2条 工事完成図書の電子納品について

本工事は、工事完成図書の電子納品の試行対象工事とする。

詳細は「工事完成図書の電子納品試行要領」及び「工事完成図書の電子納品の試行に係る運用マニュアル」に基づき実施する。

なお、電子納品が困難な場合は、監督員へ協議すること。

第1-3条 遠隔臨場について

本工事は、遠隔臨場試行対象工事とする。

試行にあたっては、「建設現場における遠隔臨場の試行要領」に基づき行う。試行要領は、宮崎県ホームページ（トップ＞しごと・産業＞公共事業・建築・土木＞技術基準＞環境森林部の建設現場における遠隔臨場の試行について）に掲載している。

第1-4条 建設工事における情報共有システムの活用

本工事は、建設工事における情報共有システム活用の試行対象工事とする。

実施に当たっては、「建設工事における情報共有システム活用試行要領（令和6年3月12日環境森林部自然環境課定め）」に基づき行う。

要領は、宮崎県ホームページ（トップ＞しごと・産業＞公共事業・建築・土木＞技術基準＞環境森林部の建設現場における情報共有システム活用の試行について）に掲載してある。

第1-5条 現場技術員について

本工事は、現場における現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としており、土木工事共通仕様書第3編1-1-3の現場技術員を配置する工事である。

第2章 入札条件

第2-1条 総合評価落札方式（簡易型）に関する事項

1 技術的所見の契約書への記載

受注者は、技術提案審査結果通知書（宮崎県総合評価落札方式実施要領別記様式第7-1号）を契約書に添付するものとする。

2 技術的所見の施工計画書への記載

受注者は、技術提案審査結果通知書において「技術的所見を評価するので、実施の義務がある。」と評価された技術的所見（以下「技術的所見」という。）の内容を達成するための詳細な計画を施工計画書に記載するものとする。

3 実施状況の確認方法

受注者が技術的所見として技術申請書に記載した内容の履行状況の確認方法について、発注者と受注者は協議を行うものとする。

4 設計変更

技術的所見の内容に関する設計変更は行わない。ただし、受注者の責めによらない災害、社会的条件（地元対応等）等により現地状況及び施工条件等に変更が生じた場合の請負代金の変更については、発注者と受注者の協議により決定するものとする。

5 技術提案の保護

技術的所見に関する技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用される状態になった場合は、無償で利用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

6 検査時の資料提出

受注者は、工事の検査時に技術的所見の履行状況について確認できる資料（写真、測定記録等）を提出しなければならない。

7 検査及び工事成績評定

発注者は、工事完了後に技術的所見の履行状況について検査を行うものとする。なお、受注者の責により技術的所見に適合した履行がなされなかった場合は、工事成績評定の減点対象とする。

第2-2条 総合評価落札方式における地産地消への取組（オプション項目）

1 受注者は、工事に使用する下記に示す資材や製品について、総合評価落札方式における地産地消への取組（オプション項目）において、県産材等の活用計画を提出のうえ評価された場合は、県内の事業所、工場等で産出、生産、製造された建設資材や製品を使用するものとする。

2 受注者は、総合評価落札方式における地産地消への取組（オプション項目）において、県内企業の活用計画書を提出のうえ評価され、かつ、工事の一部を第三者に請け負わせる場合は、その一次下請負人は県内本店企業を選択するものとする。

第 2－3 条 VE 提案について

本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 V E 方式の対象工事である。

契約後 V E 方式の実施にあたっては、本特記仕様書に定めのない事項については、「宮崎県契約後 V E 方式実施要領」によるものとする。

1 VE 提案の範囲

- (1) 受注者が提案を行う範囲は、宮崎県契約後 V E 方式実施要領第 3 条の定めによるものとする。
- (2) 宮崎県契約後 V E 方式実施要領第 3 条第 1 項（5）の宮崎県新技術活用促進システム等とは、宮崎県新技術活用促進システム及び国土交通省の新技術情報提供システム（NET I S）とする。

第3章 配置技術者

第3-1条 現場代理人の兼務

本工事については、工事の難度や付近の交通の状況等から現場代理人を兼務させることが適当ではないと判断されることから、工事請負約款における現場代理人の兼務に関する取扱要領（平成25年4月15日 県土整備部管理課制定）第2条ただし書きにより、現場代理人の兼務は認めないこととする。

第3-2条 技術者の配置（専任特例1号の場合）について

本工事は、建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける技術者の配置の特例を活用する兼務は認めない。

第3-3条 技術者の配置（専任特例1号の場合）について

本工事において、建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける技術者配置の特例（以下「専任特例1号」という。）を活用して配置技術者が兼務する場合は、「建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける技術者配置の特例（専任特例1号）の取扱いについて（令和6年12月25日付け環境森林部、農政水産部、県土整備部定め）」及び以下(1)～(2)の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 専任特例1号の場合の配置技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- (2) 専任特例1号の場合の配置技術者と連絡員との間で常に連絡が取れる体制であること。

第3-4条 特例監理技術者の配置（専任特例2号の場合）について

本工事は、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置の特例を活用する兼務は認めない。

第3-5条 監理技術者の配置（専任特例2号の場合）について

本工事において、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者配置の特例（以下「専任特例2号」という。）を活用して監理技術者が兼務する場合は「建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける技術者配置の特例（専任特例2号）の取扱いについて（令和2年12月1日付け環境森林部、農政水産部、県土整備部定め）」及び以下(1)～(3)の要件を全て満たさなければならない。

- 1 専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- 2 専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- 3 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

第4章 施策

第4-1条 余裕期間の設定について

- 1 本工事は、契約から工事開始までに余裕期間を設定している工事である。
なお、余裕期間の設定に係る積算上の割増は考慮しない。
- 2 工事实績情報システム（コリンズ）の登録については、実工期にて技術者の従事期間の登録を行うこと。また、土木工事共通仕様書第1編1-1-6コリンズ（CORINS）への登録の規定において、「契約後」は「現場代理人等通知書の提出後」に読み替えるものとする。
- 3 実施にあたっては、「余裕期間を設定する建設工事の実施要領（平成28年1月13日環境森林部自然環境課・農政水産部農村計画課・県土整備部技術企画課定め）」に基づき行う。
- 4 前項については、宮崎県ホームページ（トップ＞しごと・産業＞公共事業・建築・土木＞技術基準＞余裕期間を設定する建設工事の実施要領について）から入手できる。

第4-2条 三者検討会

本工事の詳細設計時点において、「設計段階における三者検討会」を実施している。

第4-3条 熱中症警戒アラート等について

受注者は熱中症対策として、環境省が配信する熱中症警戒アラート等のメール配信サービスを登録するなど、熱中症特別警戒情報を確実に入手できる体制を整えなければならない。

（参考：熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp>）

第4-4条 熱中症対策について

- 1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行対象工事である。
- 2 試行にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正について（令和元年7月1日）」に基づき行うものとする。
- 3 「熱中症対策に資する現場管理費の補正について（令和元年7月1日）」は、宮崎県庁ホームページ（トップ＞県政情報＞入札・調達・売却＞入札制度・手続き＞（環境森林部）熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について）に掲載している。

第4-5条 休日の確保について

本工事は、週休2日工事の試行対象工事である。

試行にあたっては、『「週休2日工事」試行要領』に基づき行う。

試行要領は、宮崎県ホームページ（トップ＞県政情報＞入札・調達・売却＞入札情報＞工事契約関係情報＞「週休2日工事」の試行について）から入手できる。

第4－6条 ICT活用工事について

- 1 本工事は、ICT活用工事（受注者希望型）の対象工事である。
なお、実施にあたっては、「森林整備保全事業ICT活用工事試行要領」（令和5年3月13日制定）（以下「試行要領」という。）に基づき行う。
- 2 ICT活用工事とは、施工プロセスの各段階において、以下に示す(1)から(5)のICT施工技術を活用する工事である。
なお、(1)から(5)のICT施工技術の部分活用を認めるが、その場合においても(2)、(4)及び(5)は必須とする。
 - (1) 3次元起工測量
 - (2) 3次元設計データ作成
 - (3) ICT建設機械による施工
 - (4) 3次元出来形管理等の施工管理
 - (5) 3次元データの納品
- 3 受注者は、ICT活用工事を実施する希望がある場合は、施工計画書提出までに発注者へ工事打合簿でICT活用工事計画書（試行要領 別添－2）及び内容等が確認できる資料を提出し、受発注者間の協議が整った場合に、ICT活用工事を行うことができるものとする。
- 4 受注者は、実施内容等について施工計画書に記載するものとする。
- 5 受注者は、3次元出来形管理等の施工管理により確認された3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。
- 6 ICT活用工事の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達するものとする。また、施工に必要なICT活用工事用データは受注者が作成するものとする。使用するアプリケーションソフト、ファイル形式については、事前に監督員と協議するものとする。
- 7 受注者が、契約後、施工計画書の提出までに発注者との協議が整い、ICT活用工事を実施した場合は、試行要領に基づき、設計変更の対象とする。
- 8 ICT活用工事の実施にあたっては、疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。
- 9 試行要領は、宮崎県ホームページ（トップ＞しごと・産業＞公共事業・建築・土木＞技術基準＞建設現場における森林整備保全事業ICT活用工事の試行について）に掲載している。

第4－7条 CCUS活用推奨モデル工事

- 1 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の普及促進を図るため、CCUSに本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定し、その達成状況に応じた工事成績評価を実施する試行工事である。
- 2 受注者は、契約後速やかに試行の意思を工事打合せ簿により通知すること。
- 3 受注者（2の通知を行った受注者をいう。以下この条において同じ。）は、CCUSに本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、建設キャリアアップカード

のカードリーダーを設置する。

- 4 CCUS 現場利用料等は当初設計においては計上していないが、受注者が CCUS の活用に取り組む場合は、実績に基づき「CCUS 現場利用料等」として最終の設計変更時に費用計上するものとする。

なお、費用計上に当たっては、実績が確認できる資料を監督員に提出すること。

- 5 試行に当たっては、「建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事試行要領」に基づき行う。
- 6 前項については、宮崎県ホームページ（トップ＞県政情報＞入札・調達・売却＞入札情報＞工事契約関係情報＞建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事の試行について【環境森林部及び農政水産部】）から入手できる。

第 4－8 条 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について

- 1 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって不足する労働者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、森林整備保全事業設計積算要領の金額相当額では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営 繕 費：借上費、宿泊費、労働者送迎費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- 2 発注者は、契約締結後、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- 3 受注者は、2 により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- 4 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した実績額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- 5 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- 6 発注者は、内訳書を精査したうえで、「実績額」と「森林整備保全事業設計積算要領に基づき算出した額（※）」の差額を、共通仮設費積上分及び現場管理費に計上する。

※「積算要領に基づき算出した額」とは、最終精算変更時点の共通仮設費（率分）及び現場管理費に対する割合から算出した額をいう。

- 7 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- 8 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。
- 9 実施方法を定めた資料については、宮崎県ホームページ（トップ＞しごと・産業＞公共事業・建築・土木＞技術基準＞地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設

計変更について（環境森林部））に掲載している。

第４－９条 施工箇所点在工事

本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離があると考えられるため、各工区毎の対象金額に基づき共通仮設費及び現場管理費を算出する工事である。

第４－１０条 山林砂防工

本工事は、山林砂防工を適用した工事である。

第４－１１条 通勤補正

本工事は、通勤補正を適用した工事である。

第４－１２条 地域補正

本工事は、地域補正（山間僻地）を適用した工事である。

第４－１３条 検査書類限定型モデル工事について

- １ 本工事は、検査書類限定型モデル工事の試行対象工事である。
- ２ 試行にあたっては、「宮崎県検査書類限定型モデル工事試行要領」に基づき行う。
ただし、情報共有システムの活用を条件としているため、活用しない場合は、試行の対象外とする。
なお、この工事は、検査時に確認する書類を限定したものであり、書類の作成は従来どおり行うこと。
- ３ 検査書類限定型モデル工事は、検査時に下記の６書類に限定して書類検査を行う。
 - ①施工計画書
 - ②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む）
 - ③工事打合簿
 - ④出来形管理資料
 - ⑤品質管理資料
 - ⑥工事写真（工事完成図書として提出したものに限る）
- ４ 特別な事由がある場合は、検査通知時に、上記６書類以外の追加書類を併せて通知することがある。
- ５ 実施状況や改善点等を把握するためのアンケート調査に協力するものとする。
- ６ 宮崎県検査書類限定型モデル工事試行要領は、宮崎県庁ホームページ（トップ＞しごと・産業＞公 共事業・建築・土木＞技術基準＞工事検査＞宮崎県検査書類限定型モデル工事試行要領について）から入手できる。

第４－１４条 南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】発表時の対応

- １ 本工事は、南海トラフ地震防災対策推進地域^{※１}が含まれる工事である。
- ２ 受注者は、本工事は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】発表時の対応

地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域※¹における工事にあつては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。

- 3 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、

【住民事前避難対象地域※²を含む場合】

宮崎県工事請負契約約款第 20 条等の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があつたものとして、住民事前避難対象地域での工事を中断し、直ちに退避するものとし、警戒する措置が解除されるまでの間（1 週間）は当該箇所での工事を一時中止するものとする。また、住民事前避難対象地域以外の施工場所についても、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、警戒する措置が解除されるまでの間（1 週間）は一時中止するものとする。

【住民事前避難対象地域を含まない場合】

本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、工事請負契約書第 20 条等の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があつたものとして、警戒する措置が解除されるまでの間（1 週間）は一時止するものとする。その他の作業について、受注者は改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を監督員に連絡し、その後の対応について監督員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に、受注者は本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。

- 4 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を監督員に連絡し、その後の対応について監督員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策措置を速やかに講じ、土木工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
- 5 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督員に報告するものとする。
- 6 南海トラフ地震臨時情報の発表があつた場合は、後発地震及び津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督員と協議できるものとする。

※¹ 宮崎県全域は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、さらに沿岸部

の市町村（宮崎市、延岡市、日南市、日向市、串間市、児湯郡高鍋町、同郡新富町、同郡川南町、同郡都農町、東臼杵郡門川町）は南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されている。

※2 住民事前避難対象地域は、宮崎県ホームページ（トップ＞防災・安全・安心＞防災の知識・情報＞防災への備え・啓発＞南海トラフ地震臨時情報について）で確認できる。（常に最新の状況を確認すること。）

第5章 施工

第5－1条 六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）

本工事は、「六価クロム溶出試験(及びタンクリーチング試験)」の対象工事であり、下記に示す工種について、六価クロム溶出試験(及びタンクリーチング試験)を実施し、試験結果(計量証明書)を提出するものとする。

なお、試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。

また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。